

議会運営委員会 会議記録

1 日 時 令和3年2月19日（金）午後1時30分開会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	杉山由祥
副委員長	諸角由美
委員	増田薫
委員	大塚健児
委員	大谷茂範
委員	高橋伸之
委員	石井勇
委員	山中啓之
委員	渋谷剛士
委員	宇津野史行
委員	二階堂剛
委員	城所正美
委員	末松裕人

4 議長 議長 木村みね子
副議長 岩堀研嗣

5 出席事務局職員

事務局 長	渡部俊典
庶務課 長	根本真光
議事調査課 長	鈴木章雄
議事調査課長補佐	渡邊剛史
議事調査課長補佐	飯澤信幸
議事調査課主査	宮田正悟
議事調査課主査	糴井俊二
議事調査課主査	須志原直子

6 会議に付した事件

- (1) 陳情について
- (2) 提出議案について
- (3) 議案付託表について
- (4) 予定表及び日程表について
- (5) 予算審査特別委員会の設置について

- (6) 3月定例会における新型コロナウイルス対策について
- (7) 令和3年6月定例会会議予定表(案)について
- (8) その他

7	会議の経過及び概要		委員長開会宣言	
			議	事
			傍 聴 議 員	中西香澄議員、岡本優子議員、
			傍 聴 者	7人

(1) 陳情について

杉山由祥委員長

まず、議題の(1) 陳情書についてを議題といたします。

今定例会には、陳情2件が提出されております。事務局より御説明願います。

議事調査課長

陳情につきましては、請願と異なり、その都度取り扱いを議会運営委員会で協議することとなっておりますので、議会に付議するか否か、また、付議とした場合、どの委員会に付託するかを御協議願うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

陳情第5号、医療・介護体制、公衆衛生行政や検査・検疫体制等の強化・拡充を求める意見書の提出を求める陳情、陳情第6号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出を求める陳情につきましては、付議することになりますと、審査は所管の委員会へということになります。陳情第5号は、健康福祉常任委員会、陳情第6号については、建設経済常任委員会に付託することになると考えております。

なお、今回の陳情2件は、国へ意見書の提出を求める陳情となっておりますことから、松戸市の執行部における担当課はございません。

杉山由祥委員長

ただいま、陳情第5号及び陳情第6号の2件について御説明がありました。まず、これら2件の陳情を付議するか否かについて御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

宇津野史行委員

今、拝見させていただきました。特にこれらの陳情に関して、直近1年間で同様の趣旨の陳情が出たわけではございませんので、従来どおり付議をして議論すればいいと思います。

山中啓之委員

私も宇津野史行委員と同様に、それぞれ1年以内に同様のものが出ていないので、付議したほうがいいと思いますが、一つ気になった点が、付議するかしないか、付託するかどうかを決めるに当たって、陳情の2個とも一番最後に、国に対する意見書を提出していただけよう陳情しますと書いてあるのです。

これ、招集告示日に私が資料をいただいたときに、特に二つ目の陳情第6号は、「貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します」と書いてあって、別紙が私の資料に入っていなかったのです。皆さんの資料には入っていらっしゃったのかな。それで、すぐ事務局に問い合わせたところ、別紙の意見書なるものがありまして、第5号にもあることが判明しましたので、私だけ漏れだったのかどうか、わからないのですけれども、それを見た上で、委員としての意見をそれぞれ持ち寄ったほうがよろしいの

ではないかと思います。と同時に、もし私だけでなく、全員に別紙が配られていないのでしたら、この取り扱いも、我々委員として協議して決めていただきたいと思います。つまり、その意見書を見ずに付議を決めるのがこの委員会なのか、しっかりと全部見た上で判断させていただけるのか、私だけ飛ばしで先に資料をいただいてしまったことを危惧しておりますので、その点、杉山由祥委員長のお考えと御配慮をよろしくお願いいたします。

杉山由祥委員長

その別紙というのは何なのですか。

議事調査課長

別紙というものが、陳情第5号、第6号が採択された場合の意見書の案文でございます。これまでも案文については、採択されたときに、その案文をもとに委員会提出の議案といえますか、議員提出議案になるときに、皆様に見ていただいているという状況でございます。

杉山由祥委員長

要するに、この陳情の要旨という文書表の中に入っていない部分のことですね、これは。

議事調査課長

はい。

杉山由祥委員長

あくまでも、この陳情の要旨というのは要旨だから、委員会で議論するときは、この要旨をもとに議論することが前提ということによろしいですね。

議事調査課長

そのとおりだと思います。その案文については、採択した後のお話になるのかと思ってございます。

杉山由祥委員長

ということであります。

山中啓之委員

今の意見を聞いて、びっくりしましたけれども、議事調査課長の御意見で。私はこれ、別紙の意見を正直知った上でないと、付議すべきかどうかわからない内容だと思って聞いたのです。ですから、出したほうがいいと思いますし、今までもしやっていなかったということならば、あまりこういう別紙の意見書というのは、たまにしか出てこないというか、ほとんど出てこないのので、私も認識は甘かったのですけれども、隠すものでもなく、議員

が個別に取り寄せたらさっと出していただいたので、あったほうがよろしいのではないかと思います。

実際、内容に踏み込んで、ここで付議するかしないかを決めたようなことが1年以内にも散見されますし……。

杉山由祥委員長

ここに別紙って書いてあるから……。

山中啓之委員

別紙。まあ、いずれにせよ、あるものを出していただいたほうが、議論が豊かになるので、出していただきたいというのを標準にさせていただきたいということをお願いしておきます。ほかの皆さんが絶対要らないと言うのでしたら、私だけわがままを言うつもりはありません。

杉山由祥委員長

これ、別紙って、皆さん御覧になっているのですか。ないですよ、みんな見ていないですよ。だから、別に山中啓之委員だけが仲間外れにされているわけではないというのは……。

山中啓之委員

仲間外れとは思っていません。

杉山由祥委員長

そうですね。逆に言うと、この付託するかしないかという議論を、ここでするのですけれども、それが無いとどうですか、付託するかしないかというのは議論できませんか。

宇津野史行委員

最終的に意見書の提出ということに関しては、我々議会が出す意見書ですので、陳情の趣旨に沿った形で採択されれば、沿った形での意見書を改めてつくることになるのでしょうけれども、この付議するかしないかに関して、その内容まで踏み込んで、ここで付議するかしないかという議論自体がどうかと私は思っておりますので、きちんと陳情の体裁をなして、願意が明確であるとするならば、それは付議するしないという、そこの審議をきちんとここで行えばいいと思っていますので、このままの状態、私はぜひ付議していただきたいと思っています。

杉山由祥委員長

別に別紙は要らないということですね。

宇津野史行委員

はい。

杉山由祥委員長

別紙、要る人はいいますか。

宇津野史行委員

いただけるにこしたことはない場合もありますが、それが審議の、ここでの審議に影響を及ぼすものではないと思います。

杉山由祥委員長

別にこの審議の結論をどうこうするものではないということですね。

宇津野史行委員

はい。

二階堂剛委員

この陳情については、新型コロナウイルスの現状の中で、全体的な問題として課題を幾つか、最初の陳情第5号は、具体的に1から5ということで確かに書いてありますから、わかりやすいのですけれども、陳情第6号については、別紙というのが今なくても、趣旨としては大体わかりますので、やはり付議して議論したほうがいいと思います。

杉山由祥委員長

ここで、その資料が必要かどうかという意味では特に必要ない。それを後日出していただくかいただかないかというのは、当然委員会に付託されるわけですから、委員長の権限でやっていただくことだと思っていますが、その件については、ほかに何か御意見はございますか。この陳情全体の件で結構です。

渋谷剛士委員

陳情については、通常従来どおり付議するといいかと思っておりますが、まさに前々回のときに、私が提案させていただきました陳情の取り扱いについて、まさに、国への意見書を提出してほしいという願意と、それから国へのということで、担当課がなかなかないという中での議論の深まりというものを考えると、まさにそのときにお話しさせていただいた、付議せずに意見書等々で対応していくという、議員同士の議論の中でつくっていくことが望ましいと思います。今日は提案というか、意見を言わせてもらうだけにとどめたいと思いますが、今回は付議してよろしいと思っております。

杉山由祥委員長

ほかにございますか。

山中啓之委員

ほかの件で、今の渋谷剛士委員の件で、詳しく気になったので教えていただきたいのですが、新型コロナウイルスだし、付議せずに、意見書で自分たちで上げていくほうが望ましいというのは、つまり、これは今後陳情などが送られてきたとき、それを取り扱わず配付だけして、我々で考えて意見書にするものは、そこからチョイスしたり、アレンジしたり、または加えたりして、あるいはそのままにして出したほうがいいのかという意見なのではないでしょうか。もしそうだとしたら、これは市民の請願権にかかわるものですから、初めからそこは受け入れがたい議題になるのではないかと、強く危惧していることだけを表明しておきます。柏市とかほかの議会はどうやっているかはあるでしょうけれども、うちの議会として松戸市民の満足度を下げるべきではないと思っております。

杉山由祥委員長

では、最後に、今の意見で。

渋谷剛士委員

すみません、ケース・バイ・ケースということで御提案を申し上げただけでありまして、今回このことについての議論は、皆さんいろいろな御意見あるでしょうから、その程度にとどめたいという趣旨でございます。

杉山由祥委員長

今後の議論の御意見ということで受け止めさせていただいて、これはもう前々回の議会運営委員会でも出てきていることですので、新しく出てきたことではない。ただ、今回のことに関しては、3月定例会の陳情に関しては、付議するかしないか、これから決めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、よろしいですね。陳情第5号につきましては健康福祉常任委員会へ、陳情第6号は建設経済常任委員会へ付託して審査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

御異議なしと認めます。それでは、さよう決定をいたします。

それでは、傍聴の方は御退室をお願いいたします。

- (2) 提出議案について
- (3) 議案付託表について

杉山由祥委員長

議題の(2) 提出議案について、議案の(3) 議案付託表について、一括して議題いたします。事務局より御説明をお願いいたします。

議事調査課長

まず、議題の(2) 提出議案についてでございます。

今期定例会に市長から提出された議案は、専決処分の報告及び承認が1件、令和2年度補正予算9件、令和3年度当初予算11件、条例の制定5件、条例の一部改正8件、教育委員会教育長の任命1件、教育委員会委員の任命1件、人権擁護委員候補者の推薦2件の計38件でございます。

なお、令和2年度補正予算9件につきましては、市長から先議の依頼がありました。また、当初議案として提出された人事案件については、原則として招集日に議決することになっていることから、ただいま説明いたしました人事議案4件につきましては、22日に議決していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議題の(3) 議案付託表についてでございますが、初めに、議案付託表第1号を御覧ください。

まず、総務財務常任委員会へは、議案第60号、令和2年度松戸市一般会計補正予算(第13回)の1件を、次に、健康福祉常任委員会へは、議案第61号、令和2年度松戸市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)、議案第64号、令和2年度松戸市介護保険特別会計補正予算(第2回)、議案第65号、令和2年度松戸市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)及び議案第67号、令和2年度松戸市病院事業会計補正予算(第4回)の4件を、次に、建設経済常任委員会へは、議案第62号、令和2年度松戸市松戸競輪特別会計補正予算(第1回)、議案第63号、令和2年度松戸市駐車場事業特別会計補正予算(第2回)、議案第66号、令和2年度松戸市松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第1回)及び議案第68号、令和2年度松戸市下水道事業会計補正予算(第1回)の4件を、それぞれ付託することを提案いたします。

なお、議案第67号、令和2年度松戸市病院事業会計補正予算(第4回)につきましては、国庫補助金による職員への新型コロナウイルス対応特別手当支給についての部分、追加がございまして、議案の差しかがございました。

また、議案第78号、令和3年度松戸市病院事業会計予算につきましても、資料の部分について訂正がありましたことを、こちらで御報告させていただきます。

続いて、議案付託表第2号を御覧ください。

総務財務常任委員会へは、議案第80号、松戸市2020年東京オリンピック・パラリンピックやさシティおもてなシティ推進会議条例の一部を改正する条例の制定について、議案第82号、松戸市女性センター条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第

８３号、松戸市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についての３件を、健康福祉常任委員会へは、議案第８１号、松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第８５号、松戸市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第８６号、松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第８７号、松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第８８号、松戸市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第８９号、松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第９０号、松戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について及び議案第９２号、松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、健康福祉常任委員会へ。さらに、建設経済常任委員会でございますが、議案第８４号、松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第９１号、松戸市法定外公共物の管理に関する条例の制定についてを建設経済常任委員会へ付託することを御提案いたします。

また、新年度当初予算案につきましては、予算審査特別委員会に付託されることから、付託表は作成してございません。

杉山由祥委員長

ただいまの事務局からの提案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

それでは、さよう決定いたします。

(4) 予定表及び日程表について

杉山由祥委員長

次に、議題の(4) 予定表及び日程表についてを議題といたします。

事務局より御説明をお願いいたします。

議事調査課長

それでは、お手元に配付してございます令和3年3月定例会会議予定表を御覧ください。

2月22日の招集日は、開会前に、12月22日をもって監査委員に就任されました高橋伸之議員から就任の挨拶がございます。

その後に開会し、諸般の報告として、まず市長から報告第13号、委任専決事項の報告及び第14号、債権放棄の報告がございます。

次に、監査委員から定期監査の結果について1件、例月現金出納検査の結果について3件、以上4件の報告がございます。

次に、議長から12月定例会において可決されました、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書、不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書及び犯罪被害者等支援の充実を求める意見書の3件を、令和2年12月21日付けで、それぞれ国会及び関係行政庁へ提出したことの報告がございます。

その後議事に入りまして、日程第1、会議録署名議員の指名でございますが、今期定例会は27番、箕輪信矢議員、28番、飯箸公明議員の2名をお願いする予定でございます。

次に、日程第2、会期の決定でございますが、2月22日から3月23日までの30日間の予定となっております。

次に、日程第3、令和3年度施政方針説明ということで、市長から施政方針が、また教育長からは教育施策方針がそれぞれ説明されます。

次に、日程第4、議案第59号を議題とし、提案理由説明、質疑、討論、採決となります。なお、お手元の発言通告書のとおり、質疑通告は4名からございました。また、討論につきましては、挙手により議長からの指名となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第5、議案第93号から議案第96号の4件を一括議題とし、提案理由の説明、質疑、議長発議により委員会付託省略、討論、その後1件ごとに採決となります。お手元の発言通告書のとおり、質疑通告は4人からございました。

また、討論につきましては、本件も挙手により議長からの指名となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第6、市長より先議依頼のありました、議案第60号から議案第68号までの9件を一括議題、提案理由の説明、質疑、その後に、先ほど付託先を御決定いただきましたので各常任委員会への付託となります。なお、お手元の発言通告書のとおり、質疑通告は3人からございました。

次に、日程第7、議案第69号から第92号までの24件を一括議題、提案理由の説明となります。

先議議案の審査日でございますが、常任委員会につきましては、2月24日、午前10時から、総務財務常任委員会が特別委員会室、健康福祉常任委員会が議場、教育環境常任委員会が第3委員会室、建設経済常任委員会が第2委員会室で、それぞれ開催予定である旨の連絡がございまして、22日の招集日は散会となります。

そして、25日は一般質問の通告期限になっておりますので、午前11時までには通告くださるようお願いいたします。

また、26日は、先議議案の討論通告期限となっておりますので、こちらは正午までに通告をお願いいたします。

本会議2日目の3月1日は、開会後、まず、市議会表彰が予定されております。今回は受賞者の紹介のみとなりますが、詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきます。表彰受賞者の紹介後、議事に入りまして、先議議案の議案第60号から第68号までの9件を一括議題、各委員長報告、質疑、討論、採決となります。

なお、この日は本会議終了後、一般質問の取り扱いに係る議会運営委員会が開催される予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

一般質問は、当初、2日、3日、4日の3日間で予定されておりましたが、後ほど御説明をいたしますけれども、2月5日開催いたしました議会運営委員会で、代表質問時間が緊急事態宣言下における対策として50%の短縮となりました。また、代表質問に関し、議長と議会運営委員会正副委員長と相談いたしまして、1日目4人、2日目が4人をお願いできればと考えてございます。代表質問については、3日間を予定していたので、当初の予定から1日の短縮が可能となります。

一般質問最終日予定の3月4日を休会として、その後の日程については変更は行わないということで考えてございます。

一般質問の日程を1日短縮することになりますと、一般質問最終日の3日は、日程第1で市政に関する一般質問を、次に、日程第2、議案第69号から第79号までの当初予算11件を一括議題とし、質疑、質疑終了後、動議により予算審査特別委員会が設置され、付託される予定でございます。なお、動議提出者は7番、岡本優子議員にお願いする予定でございます。

次に、日程第3、議案第80号から第92号までの13件を一括議題、質疑の後、各常任委員会へ付託となります。

そして、日程第4、陳情については常任委員会に付託となります。

常任委員会の開催予定でございますが、3月5日、総務財務常任委員会、8日、健康福祉常任委員会、9日、教育環境常任委員会、11日、建設経済常任委員会を、それぞれ第2委員会室で開催する予定となっております。

また、予算審査特別委員会につきましては、3月12日、15日、17日、19日の4日間、特別委員会室での開催が予定されております。

22日は調整日となっておりますが、討論通告期限が正午となっております。最終日の3月23日は、日程第1、議案第69号から第79号までの当初予算11件を一括議題、特別委員長報告、質疑、討論、採決。

次に、日程第２、議案第８０号から第９２号までの１３件を一括議題、各常任委員長報告、質疑、討論、採決。

次に、日程第３、陳情を一括議題とし、常任委員長報告、質疑、討論、採決となります。

そして、日程第４、所管事務の継続調査の許可となります。

日程表へ戻りまして３月１日（月曜日）でございますが、午前１０時が議案質疑の通告期限、意見書・決議案等の提出期限となっておりますので、よろしくお願いいたします。

杉山由祥委員長

ただいまの事務局からの説明のとおりでよろしいでしょうか。

宇津野史行委員

３月９日に、教育環境常任委員会がありますけれども、教育環境常任委員会は何をやるのでしょうか。

議事調査課長

付託した議案はございませんが、マイナンバーに関する説明があるということで、協議会を予定しているところでございます。

杉山由祥委員長

所管事務の調査ではないの。

議事調査課長

９日は、協議会の予定でございます。

宇津野史行委員

９日は協議会。先議はなし……。

議事調査課長

先議のときの教育環境常任委員会は、所管事務についてということで開催と委員長から聞いてございます。

杉山由祥委員長

そのとおりです。

ほかにございますか。

山中啓之委員

まず、２月２２日の日程第４、５、６、７の中の——ごめんなさい、配付資料のとおりと言われたところにミスがありまして、私事ですみませんけれども、第９３号の教育委員

会委員長の山中の通告書が古いものなので、新しいものに変えていただけるとありがたいです。同じく第60号も——招集日で直していただけると耳打ちがありましたので、それで了解をいたしました、ということを経事録に残す形で発言させていただきましたが、結構です。

次に、別件です。日程についてなのですけれども、これ、今日話し合って議事日程、定例会の予定が確定すると思うのですが、前回まで、3月定例会から12月定例会までは緊急事態宣言下と同様のコロナ禍体制で行くということなので、どこまで話し合いが実りあるものになるかわかりませんけれども、例年ですと、3月定例会は予算審査特別委員会があって、小・中・市立高校の卒業式があるということで、その間を避けて各種常任委員会や予算審査特別委員会が行われていましたが、今回のコロナ禍で、来賓が全くなくなったので、それを避けて委員会を行う必要がなくなりました。これによって、今まで損なわれていた一般質問の時間ですとか、あるいは委員会の充実には充てられないのではないかと、私は強く思っております。来賓に行かなくても、家でお祝いするという人もいるかもしれませんが、基本的な公務としては、議員がフルで活動して、議会の議論をより充実するために、この辺の御検討をしてはいかがかと提案いたします。よろしくお取り計らいください。

杉山由祥委員長

それは、今後の定例会の日程に関してということですか。それとも今後ではなくて、今定例会のということですか。

山中啓之委員

とりあえず、今回だけです。

杉山由祥委員長

では、そういうことですが、何か御意見はございますか。

基本的に、今まで出したものの中で、皆さん御準備をされていることだと思うのですが、もしどうしても、小中学校の卒業式に出なくてよくなったので、もっと詰めてもいいのではないかと御提案なのですが、その辺は御意見いかがですか。

宇津野史行委員

個人的には、ぜひそういった時間を活用して、一般質問とか代表質問等をやらせていただきたいという思いは全くないのですが、ここに来てというのはなかなか難しいので、ただ一つ言えることは、幸いなことに、この予算審査特別委員会の間に、入っているのですね。ですから、せっかく空いた時間を予算質疑の充実というところで還元していければと思っていますので、ぜひ充実した予算質疑になるように、予算審査特別委員の皆さん、どなたなのかわかりませんが、予算審査特別委員長もどなたになるかわかりませんが、よろしくお計らいいただきたいと思います。

杉山由祥委員長

これを今詰めてやろうという御意見も、賛同する方もいらっしゃると思われるのですけれども、いずれその空いた時間をきちんと使うというのはそれぞれの御判断でお任せしたいと思います。

城所正美委員

議案第60号、松戸市一般会計補正予算の質疑の発言通告書を見ましたら、3人の方が通告書をお出しになっているのですけれども、いずれも同じ会派の方なので、申し合わせ事項で、私も若いころというか、最初のころは1人とか、なるべく絞ってやるという申し合わせ事項みたいな、議会の運営については、そうやってみんなで協力していこうよと、厳しく幹事長から言われたこともあったので、気になったのですけれども、会派として発言する場合はまとめるというか、総務財務常任委員会でも議論するようなことなので、そういうような強制とか、別に私の言っていることが強制力は現時点では何もないのですけれども、そういう議会にしていきたいと思いますと思っております。

杉山由祥委員長

質疑通告が同じ会派から出ることはいかがかという趣旨の御発言でございましたけれども、この件について皆さん何かございますか。

山中啓之委員

市民力・立憲民主党、幹事長の山中です。

多分私の会派のことをおっしゃっているのではないかと思いますので、一言申し上げます。基本的には、今までどおり、前例に従ってやらせていただいているということがまず大前提です。強いて、前例に従っていないと言え、30分を10分に協力させていただきながら、限られた時間を守らせていただきながらやらせていただいているというのが前提です。

会派としてまとめるという意見は、これは議員個人の発言の権利に侵食すべきものですので、城所正美委員のおっしゃる協力という意味が、十分私は理解できていないだけかもしれないかもしれませんが、協力しているので、こういうやり方になっているということです。

もう一点、総務財務常任委員会でもやりますからという発言がありました。我が会派は総務財務常任委員がいないのですよね。これ、もしいたら確かにやらなくていいと思っていますし、その旨は、非公式な幹事長会議でも、調整の際に私から明確に発言させていただきました。しかし、望ましい形にならなかったのが、現状があるということを、改めてお知りいただきたいと思います。

二階堂剛委員

私も城所正美委員の言われることに同調するというか、確かに長くやっていて思いあたるのですけれども、昔の合意というのは、所属会派にその常任委員会のメンバーがいない

ところは、本会議で質問するというので、今、山中啓之委員言われたように、総務財務常任委員会に委員がないからということですが、それならば、今回は10分ということで確かに短縮になっているから仕方がないかと思う面もあるのですが、今後これがもとへ戻った場合は、30分という持ち時間を3人がまさかやるというの、これはおかしい話にもなるので、今回はコロナ禍で、なかなか聞く時間がないということでやむを得ないかと思うのですが、後は30分でもし戻った場合は、前例に関して、やはり常任委員会の委員がない場合は、代表してどなたか1人が30分でやるということを守っていただければ、今回はやむを得ないかと私は思います。

山中啓之委員

確認をよろしいですか。

今の二階堂剛委員と城所正美委員のお二人の長くやっつけいらっしゃる方々の発言をお聞きしまして、ふと素朴に疑問なのですが、そういう申し合わせか何か事実確認をしたいと思います。

昨日、うちの会派の議員が、これまでに通告書を出したところ、これはルール違反ではないかというような発言を受けたという旨を、幹事長として報告を受けました。そんなことがもしあるのならば、私はルール違反を現段階でしているという認識はございませんので、はっきりとルールを確認させていただきたい。しかし、もしそういったルールがないのにもかかわらず、あろうことか議員をサポートするはずの事務局職員からそのような発言が、我が会派の所属議員にあったとするならば徹底的に抗議したいと思います。よってこのルールを、いま一度確認させていただき、円滑な議事運営に協力させていただけないでしょうか。

それぞれの委員は、思いは違うと思いますが、まず現行のルールを、改めて今のルールを確認させてください。受理されている以上、3人が通告することは違反ではない、その上で各会派が思い思いのもとで、行動するなり協力するなりといったことを自分で考えればよいのではないかと考えているのですが、議事調査課長いかがですか、委員長いかがですか。

杉山由祥委員長

今回の問題点について、具体的に何が問題かもう一回指摘してもらってもいいですか。

城所正美委員

同じ会派で、要は3人出す、これは申し合わせ事項だと私は、私になったときにそのように伺っていたものですから、会派で1人とか絞って質疑をされると言われておったものですから、当然山中啓之委員が当選する前からあったと思うのですが、そういうお話を、申し合わせ事項ですから強制力はないのですが、それでも、社民党や日本共産党や皆さん守っていたという思い入れがあったものですから、発言させていただいたということです。問題というか一つの会派で会派全員で質疑するというのが、目についたもの

ですからお話しさせていただいたものです。

杉山由祥委員長

とりあえず、事務局で何か整理できることはありますか、これは。多分この申し合わせ事項自体が、特に明文化されているものではないと思います。ただ、それも、多分皆さんもそうだと思うのですけれども、こういうルールでやっていきましょうという、ある意味紳士協定みたいな部分で進んできたのかと私も認識しています。

今、山中啓之委員から、ルールを確認したいということであるとするのであれば、これを一々、一個一個明文化していく必要があると思うのですね。そのことに関しては、どうなのでしょう。

山中啓之委員

まず、現状どうなっているか教えてください。

杉山由祥委員長

現状はどうなっているのですかね、これ。基本的に私たちも委員会の各会派、例えば3人となれば、4常任委員会のうち1人欠けるから、当然そこに出ていなければ、議案質疑のチャンスといいますか、その機会というのはきちんと担保しなければいけないだろうと。

山中啓之委員

それが申し合わせなのですね。

杉山由祥委員長

そう、それはやっているけれども、どうもその部分以外で、同じ会派の人が議案質疑という機会を使って、全部のところに行っているように見えるのではないかということだと思うのです。その件について、何か二階堂剛委員からも、そのような流れがあったからということで、多分明文化されていないから、そのように教えていただいていたと思うのですが、その辺り、末松裕人委員、何かありますか。ベテランとしてひとつ。

末松裕人委員

長くやるものではないですね。いやいや、城所正美委員おっしゃったことは、実感としてはそのとおりで、我々何か過去を顧みるようなことも嫌なのですから、整理しておきたいのは、やはり会派とは何かということの原点をきちんと持たないと、こういう議論というのは、個人個人の議員の権利に置き換えてしまえば会派なんて存在そのものの意義がなくなってしまうというところに、やはり一つの論点があって、会派というのは議会、限られた時間の中で44人の我が市議会議員が、きちんとお互いを尊重し合って、工夫をして議会を運営していこうというときに、その意見集約の機関としてあるわけです。だから、そこで意見を集約する努力をするというのが会派の大義であって、時にそれはばらば

らでもいいとか悪いとかという話ではないというのが、お互いの尊重し合う流れの一つの合意、それを申し合わせるような形で、皆さんお互いを尊重して守ってきたのが今までの文化かなという気がするのですけれどね。時間は限られているということ。

二階堂剛委員はさすがベテラン、優しくて30分が10分だからって、30分が10分も、それは現状みんなが受け入れていることですから、その中で、やはりスクラッチに考えていくということが公平なのかなという気がします。聞いた中での感想をすみません。

杉山由祥委員長

ただ、これをどうするかというのは、今日は3月定例会のあり方について決めなくてはいけないので、多分この話を広げていくと、もう少し時間が必要になってしまいますので、取り急ぎ今回に関しては通告は受け取っていると思いますので、この日程云々を今、御説明のあった内容を変えるということとはしなくてもよろしいのではないかなと。ただ、そのいただいた問題提起に関しては、また今後の議論に付したいと思いますが、いかがでしょうか。

宇津野史行委員

今回は、そのような委員長の御対応で結構だと思います。確かに、今回の事例が出てきて初めて考える機会となったわけですが、今、通告をしげしげと見ていて、特に、松戸市一般会計補正予算というのは多岐にわたるものですから、例えば同じ議案、議案第何号の介護保険何とか条例の一部改正をとというものに対して、同じ会派の議員が3人も4人も質疑するとなると、どうかと思うのですが、逆に、例えば生活保護の問題で岡本優子議員が質疑されている、山中啓之議員に関して言えば、庁舎の問題で質疑されている。こうした一般会計補正予算、これは通常の予算審査や決算審査にもかかわってくると思うのですが、こうしたテーマが、違ったものに関してやると、所属している常任委員がいないというのであれば、私はこういう限りであれば、今後議論する上で、認めていってもいいのではないだろうかと、個人的には思っております。今後議論したいと思います。

杉山由祥委員長

山中啓之委員、決定的な何かはありますか。

山中啓之委員

先ほどから待っていましたので、発言させていただきます。

まず、最初の発言の、今の事実の確認をしてください。それがまず一つ、決定的な発言です。それがされないまま、個人の感覚で今後の課題とされているので、今何が課題なのか、個々の意見の披瀝にすぎないのか、私の会派でルール違反をした議員がいるのかいないのか、そこの申し合わせとやらを1回共有していただだけませんか。それが全てだと思うのです、まずは。

その後で、次の話をしてもいいと思うのですけれども、今の申し合わせ事項、事務局に

ルール違反だということを言われた議員がいるというのは、私としては、幹事長としては、これ、ガバナンスの問題というか、議員個人の問題でもそうですし、人権を尊重すべき立場にいる我々公務員があってはならないことだと思いますし、それを解消することで、今、城所正美委員や末松裕人委員やほかの方がおっしゃったことも、ほぼ全て解消するのではないかと考えていますので、まず、その事実を確認していただきたい。

そしてもう一つ、先に言ってしまうと、今までも我が会派から行っていたことはあるのです、複数の議員が同じ議案に対して。それに対して言われなくて、唐突に出たので、申し合わせと長々とおっしゃるのでしたら、何で今回まで言われなかったのか、我慢していたのか何かわかりませんが、そこを共有できていないまま走っていたことに対して、いきなり問題視扱いしないでいただきたいと思っています。しかも、今回短くなってからです。1人30分のときに言われなくて、1人15分とか10分になってから言われたので大変心外です。

この背景には、山口栄作前議長から、先のこのコロナ禍になってから専決議案がいっぱい、補正や何か専決議案でされていることに対して、山口栄作前議長からこんなに専決処分ばかりされてもと、議会のあり方、チェックのあり方に対して苦言を呈されていたと私は認識しております。これは上の特別委員会室でしたかね、この第二委員会室だったか。そこら辺に座って聞いていたのですけれども、執行部の説明のときに。

今、議長が木村みね子議長にかわられて、議会の議論をどうされようとするかお考えが変わられたのかどうかわかりませんが、いずれにしても10分では短い時間という批判を、この議会運営委員会でもほかの会議でも、散々我が会派やほかの会派も主張してきた中で、スクラッチで一つに絞ることがと大会派の方々が急に言われたので、私は正直唐突感が否めず驚いております。

なので、まずは、今の申し合わせが本当に生きているのか、明文化されているかどうか、また、ここまで言われてしまった以上、私も乗りかかった船ではないですけれども、事務局からルール違反ですという発言があったのかどうか、議会運営委員会委員長として確認していただけないでしょうか。これが致命的な発言だと思いますので。

二階堂剛委員

山中啓之委員も少しあれですよ、間違えているところがありますよ。会派でないときは、誰も規制はしていなかったのです。会派になってから、12月はもう会派になっているのだから。

山中啓之委員

すみません、それは取り消します。

二階堂剛委員

そうでしょう。だから訂正してくれないと、ごちゃごちゃになっているのは山中啓之委員なので、まあ、いいや、それは訂正してもらって……。

山中啓之委員

わかりました。それは訂正します。

二階堂剛委員

そうだよ。間違えているのは自分で言わないとだめだし、事務局がルール違反と言ったのか、私も聞いていないからわかりませんが、多分慣例でそうになっているということを書いてしまったのかもしれないけれども、そういうことで、そこがどうのこうのというよりも、今回は委員長も通告が出ているのでよしとされているので、今後について、またきちんと話し合いをしようということになっているから、ここで言った言わないとか、取り消す取り消さないというのは、もうやめて、先に進めていただきたいと思います。

山中啓之委員

今のに関して。

杉山由祥委員長

待ってください。

宇津野史行委員

今回こういう形で一応通告が出ていると、これは結果として。先ほども、事務局のどなたかがルール違反ではないかという話をされて、ただ、それでもこういう形で出ている。これが最終的にどういう折り合いの中で出てきたのか。いやいや、ルール違反ではないです、出しますと言って、出してくださいと言って出して、後でこれはもう議会運営委員会でもんでもらいますから、議会運営委員会ではねられてもみたいな話になったのか。それとも、ルール違反とは——ただ、申し合わせは明文化されていないので、わかりました、受け取りますという感じで出たのか。穏健に出たのか強引に出たのかというのが、そのあたりが大事かと思っているのです。強引に出したのですか。

議事調査課長

先ほど、山中啓之委員から事務局がルール違反だと申し上げたということをおっしゃっていましたが、そういったことが事実として確認がとれない、なかったと私は考えております。

杉山由祥委員長

これ犯人探しとか、誰が言ったかというものに関して、今日のこの議論に関してあまり建設的ではないので、この辺でおさめさせていただきたいのですけれども。

ただ、やはり我々としては、申し合わせでわかりにくい部分もあるのは、確かにそのとおり、おっしゃるとおりなので、では、いちいちそれを全部明文化していくかとなると、

これはまた膨大な作業になる部分もありますから、一旦ここは先ほども結論を申し上げたのですけれども、通告としては事務局の受け取っているものですし、これはこのように進めたいと思っていますので、その辺で1回今日のこの議論は終えてもらえたらいいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

山中啓之委員

まず、二階堂剛委員の指摘で12月定例会はかぶっていないというご指摘がありました。そこは確認がとれていないのですけれども、逆に確認がとれていぬまま発言したことはおわび申し上げます。11月臨時会も、12月定例会も、基本的に時間が少ない中で、我が会派は自由に発言することを私は認めておりますので、毎回私がほとんどしていたので、していただろうという推測で話してしまったことは失礼いたしました。

ただ、その発言をしたい人がするということは今もいいと思っておりますので、今回の質問通告は受理されたけれども、その受理のされ方が一筋縄ではいかないといえますか、我が会派の中でも深く心に残るといえますか、傷ついた人間がいることは事実でありますので、その点は、コミュニケーションの問題ですので、犯人探しをする気はここではありませんけれども、先ほど議事調査課長から、言った人の確認はとれていないと思うというので、それで結構ですので失礼しました。それは、失礼しました。

議事調査課長

事実はございません。

山中啓之委員

はい、ですから、失礼しましたと、今、申し上げているのですけれども。改めて何度でも言いますが、それは失礼しましたけれども、何かがいまどおり受理されていたら、このように言われることはないものですから、これからもしっかりと今までどおり議論を充実させていただくことに協力させていただければと思いますので、あまりどんどん短くしたり、発言の機会をお互いで縮め合ったりすることのないようお願いしたいと思います。ありがとうございました、発言の機会をいただいて。

杉山由祥委員長

話が右に左に行ったので、まず、決めるべきことを、決めさせていただきたいと思えます。

話を戻します。まず、先ほど議事調査課長から御説明のあった内容でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

御異議なしと認め、さよう決定いたします。

この問題云々に関しては、また今後の議論にさせていただきたいとは思いますが、ただ、我々もわかりにくいルールを事務局に押しつけて、事務局の水際でそういう判断が難しいところをさせてしまって、負担をかけているのであれば、それは申しわけないと思う部分もあるので、明文化できるものがあるのであれば、それは明文化していかなければならないし、ただ、その明文化することが、必ずしも、それぞれの活動の中での自由度を高めていくことにならないかもしれないということは御承知おきいただきながら、今後議論させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(5) 予算審査特別委員会の設置について

杉山由祥委員長

それでは、次に、議題の(5) 予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。
事務局より御説明願います。

議事調査課長

予算審査特別委員会の委員選出につきましては、会派3人に対し1人の割合で選出をお願いいたします。そのようなことから、具体の委員選出の人数は、松政クラブ4人、公明党3人、市民クラブ2人、日本共産党1人、立憲民主党1人、政策実現フォーラム1人、市民力・立憲民主党1人の計13人となります。

なお、委員の選出につきましては、3月1日月曜日、午前10時までに事務局へ連絡くださるようお願いいたします。

杉山由祥委員長

それでは、御協力のほどよろしくをお願いいたします。この件は結構ですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

それでは、一旦換気の時間を入れさせていただきたいと存じます。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時34分

杉山由祥委員長

時間になりましたので、再開させていただきます。

（６）３月定例会における新型コロナウイルス対策について

杉山由祥委員長

それでは、次に、議題の（６）３月定例会における新型コロナウイルス対策については、２月５日に議会運営委員会を開催し、皆様に御協議をいただいたところですが、緊急事態宣言もまだ解除されていない状況でありますことから、３月定例会においても、松戸市議会として新型コロナウイルス対策を講じてまいります。

このことについて、事務局から御説明願います。

議事調査課長

２月５日に開催された議会運営委員会において決定されました、３月定例会に関する事項について５点確認をさせていただきます。

まず、本会議場への出席でございます。これまで実施してまいりましたＡ班、Ｂ班の交代制を延長し、採決時やその前後の短時間が見込まれる日程以外は、Ａ班、Ｂ班の交代制を実施するという対応をとりたいと存じます。

次に、代表質問の時間についてでございますが、資料でございます令和３年３月定例会一般質問時間予定表を御覧ください。緊急事態宣言下における対策として、５０％の短縮となっております。なお、議案質疑については、１日程につき１人当たり１０分となっております。

次に、予算審査の際の討論時間についてでございます。これまでの予算決算の討論時間の算式に基づいて出した時間に、１時間に１度、１０分程度の換気時間を捻出するため、一律１７％短縮したものでございます。これについては決算の討論時間と同じでございます。

次に、予算質疑の通告制についてでございます。予算審査特別委員会における質疑通告制についてですけれども、今回、新型コロナウイルス対策として、予算審査特別委員会において執行部の答弁者を明確にし、出席者を極力減らすため、昨年３月定例会と同様に、歳出についても通告制をとることとなります。

なお、通告期限については、歳入が３月１５日月曜日、午前１０時、歳出が３月１０日水曜日、午前１０時とさせていただきたいと考えております。

次に、代表質問における発言者のことでございますが、今回、令和３年３月の定例会に限り、代表質問を行う代表者が新型コロナウイルスに起因した体調不良等に対し、対応するものでございます。具体的には、代表質問に関しては、これまでどおり質問者１名で通告していただきますが、この通告は２月２５日木曜日の午前１１時でございます。

そのときには、１名で通告をしていただくものでございますが、万が一代表質問を行うことができないというような事由が起きてしまった場合には、その会派が代表質問を行う日の午前８時３０分から午前９時３０分までに、質問者の変更に関する期間を設けるということになりますのでよろしくお願いいたします。

杉山由祥委員長

それでは、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

宇津野史行委員

協力いたします。ごめんなさい、歳出は3月10日とおっしゃいましたね。10時、通告ですけれども。

議事調査課長

はい、そうでございます。

宇津野史行委員

これに関してなのですけれども、歳入のときはいつもやっているわけですが、歳出のときに、やはりかなり多岐にわたって通告させていただくことになりますが、ヒアリング等の結果、大幅に出したものがもう4分の1とか5分の1とかに平気でなったりするのですが、そのあたりは別に大丈夫ですよ。例えば、多分委員長の手元に、通告したもののなんかがあったりするかもしれないではないですか、200項目も通告があるのに、実際やるのは40項目、50項目だったりしても、委員長はお取り計らいをよろしくお願いします。

杉山由祥委員長

私は委員長ではないです。

議事調査課長

今、通告で必要のなくなった質疑についてということだったと思うのですけれども。

宇津野史行委員

事前にお知らせしたほうがいいとかってありますか。

議事調査課長

それは、もし質疑がなくなったときには教えていただければ、その分、執行部の入場を抑えることができるかもしれませんので、その辺のところについても御協力いただければと思います。

宇津野史行委員

すべからくできるかわからないけれども、可能な限り御協力したいと思います。

議事調査課長

よろしくお願いいたします。

宇津野史行委員

了解です。ありがとうございました。

杉山由祥委員長

よろしくお願いします。

(7) 令和3年6月定例会会議予定表(案)について

杉山由祥委員長

それでは、次に、議題の(7) 令和3年6月定例会会議予定表(案)について、事務局より御説明をお願いいたします。

議事調査課長

これまで、定例会の最終日に予定表の御説明をさせていただいていたところですが、今回より、定例会招集日前日の議会運営委員会で提案させていただくこととなりました。

それでは、予定表に沿って説明させていただきます。

会期は、6月8日から23日までの16日間を予定してございます。請願・陳情の提出期限は5月28日の正午。議案説明の予定日は5月31日でございます。招集告示日は6月1日でございます。一般質問の通告は、1日から3日の午前11時まで。議会運営委員会が6月7日、午前10時、招集日は6月8日で、招集日に議案を上程し、議案質疑、委員会付託までを行います。一般質問は6月9日、10日、11日、14日の4日間、それぞれ午前10時から開催を予定してございます。

その後、本会議を休会し、16日に総務財務常任委員会、17日に健康福祉常任委員会、18日に教育環境常任委員会、21日に建設経済常任委員会を、それぞれ午前10時から開催を予定してございます。22日正午が議員提出議案の討論通告期限、最終日23日は、議員提出議案を上程、採決まで行い、閉会中の所管事務調査等をお諮りし閉会となるものでございます。

いま一度日程に戻っていただきまして、意見書・決議案等提出期限が6月9日午前10時。市長提出議案の質疑通告期限が10日、午前10時となっております。よろしくお願いいたします。

杉山由祥委員長

ありがとうございます。以上でよろしいでしょうか。

宇津野史行委員

この日程表に関してなのですが、一般質問の日数が4日間になっています。前回の議会運営委員会の取り決めで行けば、不本意ではありますが、25分が基本に置かれていて、4日間ということは、それを踏んでのことだと思います。ただ、改めて6月定例会に向けての議会運営委員会が仮に今後開かれて、時間を50分にしようとか、60分に戻そうということがあった場合に、4日間だとやはり足りなくなる可能性があります。

その後、休会が15日にあり、16日に総務財務常任委員会がありますが、場合によっては、この15日とプラス16日に2日休会を入れて、仮に本会議が4日で今終わる形式になっていますが、5日だったとしても大丈夫な、幅を持たせるような休会日を2日間設

けて、全体の日程を1日遅らせるというようなことができないかなと。

もしくは、いや、本会議の一般質問が5日間になるのだったら、15日に入ればよくて、休会なく総務も続けてやってしまいましょう、3月定例会みたいにするという思いでつくられたのであれば、それでも結構だと思っていますがいかがでしょうか。

議事調査課長

この6月の予定表でございますが、宇津野史行委員がおっしゃられたとおり、先の決定を受けて、このような日程にしているところでございます。その辺のところの考え方が今後変わることがあれば、この予定表もそれに応じて、また御検討いただくことになるのかなと思ってございます。

宇津野史行委員

おしりを必ずここに終わらせなくては、とにかくいけなくて詰め込んだというわけではないですね。

議事調査課長

はい。

宇津野史行委員

了解です。ありがとうございます。

杉山由祥委員長

本会議の日程云々に関しては、最終的な決定自体は、議会の始まる前の議会運営委員会で決定になるので、あくまでも案として、先に出していただいたという内容ですので、例えば、議論の検討材料の中に、常任委員会と一般質問、順序を逆にしたらどうかということになれば、それは当然また考えなくていけないことになってくるので、それは今後の議論に委ねていただければと思っております。よろしいでしょうか。

(8) その他

杉山由祥委員長

それでは、次に、議題の(8)その他について、まず、事務局より御説明をお願い申し上げます。

議事調査課長

会議予定表に記載のない会議でございますが、お手元に配付の令和3年3月定例会中に開催が予定される会議一覧を御覧ください。

まず、広報委員会が2月22日月曜日、本会議終了後に第2委員会室でございます。

次に、議会運営委員会でございますが、3月1日月曜日の本会議終了後、第2委員会室でございます。

それから、幹事長会議でございます。3月2日火曜日の本会議終了後、第2委員会室、それから、幹事長会議が続きますが、3月23日火曜日、定例会の最終日、午前9時に第2委員会室でございます。

その後、議会運営委員会が、同日、3月23日火曜日、幹事長会議の終了後ですけれども、第2委員会室で実施されます。

そのほか委員会等が開催される場合は、正副委員長と協議の上、後日各委員に御連絡をさせていただきます。

杉山由祥委員長

それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

では、次、お願いします。

庶務課長

3月1日の市議会表彰についてでございますが、被表彰者につきましては、1月19日に開催されました表彰選考委員会におきまして、お手元に配付してございます令和2年度松戸市議会被表彰者一覧のとおり、5団体の受賞が決定しております。

表彰式につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため執り行わず、本会議の議事進行の中で、議長から受賞者を紹介していただくこととしております。

杉山由祥委員長

この件に関してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

杉山由祥委員長

では、次、お願いいたします。

議事調査課長

撮影の許可についてでございます。秘書課及び広報広聴課から、市長及び教育長の発言の模様を撮影したい旨の許可申請が提出されておりますので、御了承願います。

杉山由祥委員長

さよう御了承願います。

山中啓之委員

先日、超党派で議会運営委員会の杉山由祥委員長に要望書を出させていただきましたけれども、2月9日付けで出してあるのですけれども、その2月9日出したということで、それぞれ4会派の議員の一部が自分のSNSなんかに、いろいろこういうのを出しましたとアップされたのですけれども、市民の方からそれについて問い合わせが、委員長にもあったと聞いておりますが、確認したところ、まだ杉山由祥委員長は御存知ないというような返事が、13日だか4日だか5日だかの段階で回ってきました。

これ、今まで、私、1週間も杉山由祥委員長に事務局から渡らないということが、認識していなかったものですから、杉山由祥委員長にはこれ、いつ届いているかも併せて届いているかどうか、要望書について認識されているかどうか教えていただけますでしょうか。

杉山由祥委員長

私の手元に届いたのが、確か一昨日ですかね、一昨日渡していただきました。多分インターネットにお上げになった方々がいらっしゃったみたいで、電話で私のところに問い合わせがあったときには、私、いただいていないので、正直にもらっていませんとお伝えしました。そうしたら、その方はびっくりして、えっ、要望書は杉山由祥委員長に直接手渡していないのと驚かれておりまして、私も特に聞いていないし、受け取ってもいませんという事実だけを伝えました。

その後、一昨日私も打ち合わせのために来庁したときに、庶務課長から書面でいただいたというのが事実関係であります。事務局に確認したところ、メール1本が以前届いていて、特に渡してくださいという電話もなかったもので、いらしたときに渡して下さったと伺っています。

山中啓之委員

よろしいですか。ありがとうございます。時系列の状況は了解いたしました。

これは15日にも確か杉山由祥議員は、予算説明会があった際にもいらっしゃったと思

っているのですけれども、それでももう5日以上たっていると思うのですけれども、そのときにはもらわなかったということなのですね。というのは、今回コロナ禍なので、なるべく執行部とか職員とのヒアリング等を避けて、電話とかメールで進めてくださいという通知を議長からも出されているかと思いますが、出されているまでもなく、皆さん気をつけていらっしゃると思いますけれども、何かメールだとタイムラグがあるのか、たまたま今回だけだったのか、それとも別に、そんなに急いで事務局からすぐ杉山由祥委員長に上げなくていいか、何かそのような事務局との申し合わせ的なものがあるのか。全くわからないので、今後円滑な議事運営になるように、少なくとも1週間も放置されるようなことがないところを模索したいという意味で、今後についてお聞きしたいのですけれども、その辺の連絡系統は事務局と杉山由祥委員長はどうなっているのでしょうか。

杉山由祥委員長

いや、事務局ではなくて、私に直接電話をくれればいいのかではないですか。

山中啓之委員

それはそれでいいのでしょうかけれども……。

杉山由祥委員長

要望書を私に渡すのだったら、別に私に電話をしていただいて、こういう要望書をメールで出しました、もしくはメールで送りたいのだけれど、と言っていたらよかったと思うのです。

増田薫委員

私が代表してメールを送った立場なので、言わせていただきます。本当に私もう昨日事務局とは話をしたので、何も言わないつもりだったのですけれども、山中啓之委員から発言があったので。確かに私、メールを1本出して、渡っていなかったということがわかって、大変びっくりして、こんなことはおかしいのではないかとということでやりとりがあったことは事実です。

ただ、もうそれで今回はお互いにコミュニケーションが不足していたということもあったでしょうと、今後気をつけますのでお互いに尊重していきましょうみたいな話し合いで一応おさめたので、それで私は一応了解しています。そこは山中啓之委員にもメールで送ったつもりだったのですけれども、すみません。そういうわけで、私としては、そういうことでおさめたということになっております。

杉山由祥委員長

この話がそんなに重要な話なのか、よくわからないけれども。

宇津野史行委員

すみません。これからのことに重要なので整理しておきたいのですけれども、何かしら委員長なり議長なりに何か意見を出すとき、必ず事務局に話を通すようには、我々会派としてもしております。場合によっては、いらっしゃらないときには、事務局に預けるということもさせていただいております。

その際に、今のお話を聞く限り、1週間以上出されないとなると、我々としても、タイミングを見て出したりしているときもあるものですから、それをきちんと書けばよろしいのかもしれませんが、どういう形で出していけば、即応していただけるのかというのがもう少しわかると、いや、出したつもりですぐ渡していただけるものだろうと思って、期待をこっちは勝手にしてしまって、結果としてそうなる、こちらの勝手な期待がかなえられなかったということなのですから、結果としては。どういう形でお出しすれば、事務局に可及的な対応をいただけるのか。何もしなくても、出せば可及的な対応にしていたら、それと勝手に思い込んでしまっていたものですから。そのあたり今後のために、どういう形で出せばよろしいのかということをお提案いただくと、繰り返さないかと思っています。

山中啓之委員

まとめて質問していいですか、今の……。

杉山由祥委員長

少し話がずれているので、お話をさせていただきたいのですけれども、これ、委員長に対して、議事運営に対する要望をしたいということで出されているのだと思うのです。であれば、別に事務局を通そうと通すまいと、私に直接来ていただければ、当然対応はします。

宇津野史行委員

いらっしゃれば。

杉山由祥委員長

当然。別にこういう時代ですから、私はホームページにメールだって載せているし、携帯の番号だって、皆さん御存知の方は御存知でいらっしゃるので、そこに連絡いただければ別に構わないと思うのです。

気になるのは、何かこう事務局を——もちろん、なかなかお互いそれぞれのスケジュールがあるので、顔を合わせる機会がない場合に、事務局を通じて何かをやるということはよくある話だと思うのですが、きちんと議員同士で意思を疎通してからやっているものと、そうでないものになれば、当然事務局だって困るわけです、対応が。事務局を伝書鳩がわりに使わないでいただきたいと思います。もう少しきちんと議員同士でフラットにお話をしていれば、そういう問題は起こらないのではないかと、私はそう思っています。

事務局を通す必要がないというわけではなくて、基本的にそんなに私に伝えていただきたいのだったら、今の時代だから、そのように連絡していただければきちんと対応しますということです。もちろん、それは第三者としての担保が必要だというものであれば、事務局を通していただければ、それはそれで結構だと思うのですけれども。

今回の話は、よくわからないのですけれども、何か事務局にメールを1本入れて、それでさもそれが当たり前のようになっているのであれば、それは違うだろうと思っています。

これ、本質と話は違うのですけれども、この話をもっとしますか。

山中啓之委員

一つだけさせてください。

末松裕人委員

耐えられないので、議会運営委員会というのは何を議論する場かというのを、もう少しみんなわきまえたほうがいいと思います。今の話は水面下という変な言い方になってしまいかもしれないけれども、事務的な話をみんなの前で公に議論するのだったら、議会運営委員会そのものももう少し時間の制約だとか、そういうことも考えていかななくてはなくなってしまいます。付き合い切れないと言ったら言葉が過ぎるかもしれませんが、この場は一体何を議論しようとしているのかというところを、きちんと考えて会議を進めてください。

杉山由祥委員長

そういうお話で今まとめていたのですけれども、最後にいいですか。

山中啓之委員

はい、踏まえて。すみません。まず、少し時間がたちましたけれども、直前の増田薫委員の話で、これまでの顛末の説明ありましたけれども、伝わらなかったみたいで、私はそこを掘り返したいわけではありません。未来の話をしたかったのですけれども、やはりそれは今も捨て置かれてるので確認します。

杉山由祥委員長は、事務局を通じてではなく、電話を1本くれればいいみたいなことをおっしゃいました。一方で、2月5日の議会運営委員会の直前に、事務局を通じてメール1本送られて、それで全員に周知を図られています。そこから機能的に考えるならば、メールも有効活用しよう、このオンラインで、コロナ禍ですからと思うのは当然のことです。

一方で、今の杉山由祥委員長の発言を最大限善意にとるならば、メールは使ってもいいけれども、使うなどとは言わないけれども、急ぎならば直接アポイントをとってくれということと理解してよろしいのでしょうか。

杉山由祥委員長

あんまりこの話を広げてもしようがないのですけれども。

山中啓之委員

そこを答えていただいて……。

杉山由祥委員長

いや、別に電話をするなとも言っていないし、事務局を使うなとも言っていないし、ただ……。

本当に議員同士で解決ができるものであれば、きちんと議員同士でやはり私はやりとりをするべきだと思っています。その土壌もきちんとつくるべきだと思っているけれども、残念ながら今はない状況です。

山中啓之委員

どうすればいいのですか。

杉山由祥委員長

電話をください。

山中啓之委員

確認です。電話ということで、今、いただきました。それはわかりました。

杉山由祥委員長

全部電話で済ませればいいのかというわけではないです。

山中啓之委員

わかりました。ただ、今回は、これ増田薫委員の会派に——具体的に、私の会派はDEL I 議員が取りまとめていただいてメールをまとめて、そちらの会派で、政策実現フォーラムでやっていただいたので、そこと事務局及び杉山由祥委員長とのやりとりはわかりませんが、内容を見るに、私は乗った会派として、今回2月5日の杉山由祥委員長の進め方について、一言申し上げたい点があったので出させていただいているのです。ということは、当然当事者間だけでなく、これは問題が問題だけに、事務局を通したほうが第三者的担保が図られるという意味において、出したという気持ちがあることも、ぜひとも心にとめておいていただければ幸いです。

杉山由祥委員長

議会運営委員会の委員長宛てですから。一番最初に来てくれればいいと思っています。

山中啓之委員

承知しました。

杉山由祥委員長

あと何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長散会宣告

午後3時00分

委員長 署名欄	
------------	--